

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成19年度  
藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

平成20年3月31日

藤岡市長 新 井 利 明

平成19年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）

平成19年度藤岡市の簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成20年 3月31日

藤岡市長 新井利明

第 1 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	一般管理経費	1,985